

教育福祉常任委員会議記録

1. 期 日 令和3年6月7日(月) 開会9時30分
閉会12時19分
2. 場 所 議事堂(議場)
3. 付議事件 ①新型コロナウイルス感染症ワクチン接種が広範囲に実施されるにあたり、接種者が安心して受けられるための十分な財政支援を国に求める陳情(陳情第1号)
②加齢性難聴者の補聴器購入に公的助成を求める陳情書(陳情第2号)
③子どもたちにゆたかな学びを保障するために、教職員定数改善と教育予算の増額、義務教育費国庫負担制度の堅持・拡充を求める陳情(陳情第3号)
4. 出席者 根岸委員長、羽根副委員長、小笠原委員、露木委員、前田委員、一石委員、善波議長
- 執行者側 ①健康福祉部長、子育て・健康課長、新型コロナウイルスワクチン接種プロジェクトリーダー
②健康福祉部長、高齢介護課長、高齢福祉班長、福祉保険課長、福祉・障がい者支援班長、子育て・健康課長、健康づくり班長
③教育長、教育部長、教育総務課長、教育総務課長代理、教育総務班長
- 傍聴議員5名
一般傍聴者0名

5. 経 過

①新型コロナウイルス感染症ワクチン接種が広範囲に実施されるにあたり、接種者が安心して受けられるための十分な財政支援を国に求める陳情(令和3年陳情第1号)

<補足説明>

委員長

初日で付託された案件について審査する。最初に新型コロナウイルス感染症ワクチン接種が広範囲に実施されるにあたり、接種者が安心して受けられるための十分な財政支援を国に求める陳情である。令和3年陳情第1号を議題とする。本陳情については、神奈川県医療労働組合連合会執行委員長の古岡孝広様より提出されているが、本日出席はなし。参考資料等は、事前に配布しているので、ただちに執行者への参考質疑に移らせていただく。

<質疑>

一石

行政の皆さまご苦勞様である。陳情者がみえないということで質問させていただく。これは十分な財政支援を国に求める陳情ということで、陳情の項目の1に予防接種健康被害救済制度に基づく救済制度を一層充実させると書いてある。救済制度の充実ということは財政支援のことを言っ

いるのかと思うが、これはもっと他にも充実させるところがあるべきかと思うが、そのへんについて行政はどのように考えているか。現状の副反応の報告を町民から受けた時の対応のシュミレーションを教えていただきたい。副反応を受け付ける期間として当初 28 日と聞いていたように思えるが、これについて現状どのような状況か教えていただきたい。

健康福祉部長

救済制度の充実というところだが、他にも充実させるべきところがあるのではないかというような質問かと思った。ここでの陳情者の質問は休業補償、生活保障を言っている。副反応に対する医療費、例えば後遺症の予防接種法に基づき制度化されていると思う。加えて、こういった生活保障というようなことを今回言われていると捉えている。副反応に対する支援ということであれば、そこまでできると、かなりのところまでカバーできるのかと思うが、一番肝心なのは、国がその症状を副反応として認めるかだと思う。そこのところは範囲を広げるといえるか、副反応としてきちんと国に認めるべきものは認めていただきたいということは担当としては思っているところである。

新型コロナウイルス

プロジェクトリーダー 副反応の受付の対応についてだが、現在、副反応の疑いがある場合、各ドクターが県、国に報告書をあげる。そして町の方にも報告書があったということが下りてくる。町は報告書と合わせて現場の方から相談があるかどうか確認し、情報の聞き取りをし、再度、県に書類を提出し、対応している。副反応の期限は事業の終わりが令和 4 年の 2 月 28 日となっており、その後の反応を見る期間というか、相談を受ける期間はまだ明示がない。事業の進捗状況に合わせて、いつまで見ていくのか国から明示が出されれば、それに合わせて町も相談を受けていくというふうにしたいと思っている。

一石

28 日以内に出ているものを受け付けるのではなく、もっと長い期間も考えられるということか。

新型コロナウイルス

プロジェクトリーダー 現在、アナフィラキシーショックとして接種してから 4 時間以内と決まっているが、アナフィラキシーショックなのか、それとも予防接種による副反応なのかという判断も、国ないし県に、異常があれば何日間というように受け付ける。

一石

副反応の報告について、管内の医療従事者から何らかの質問、あるいは中郡医師会の中で議論があったようなことはあったのか。当初、感染症の専門家の方が 5 年でとか長い時間の後に副反応が出る場合があると言っていたが、その後メディアなどでは言われなくなった。そうすると今の話であると、副反応として受け付ける期間がまだ厳密に決まっているというわけではないのか。

子育て・健康課長

国から出されている新型コロナウイルス感染症に関わる手引きの中では、

特に期限は大きく設けられていない。5年後云々ということは明記されていない。こちらでは詳細が分からない。医師会との副反応についての協議は今はない。

一石

医師会と会議の中で疑問とかが呈されたことはあったか。というのは医師会の方がどのような問題意識を持ってられるのか伺いたい。質問を変えると、医師会の方々の議論の中で、副反応等の対応について疑問が出されたようなことがあったか。

新型コロナウイルス

プロジェクトリーダー 予防接種をお願いしている中では、急な反応に対する対応としては、必要器具の準備等を町の方で医師会と調整して用意しているものがある中で、副反応に対する対処法としてはアドレナリン等を打つことになっている。副反応の報告についての質問は、現状、国や県からこういった場合が副反応としてあると医師に言っているの、それに対して対応があれば先ほど言ったように国や県に報告している。町に対して、副反応について、こういった場合は副反応というのかというような話は現在ない。

羽根

今の答弁の中で、二宮では副反応のような症状が出たというような報告があったのか、無かったのかもう一度確認させていただきたい。あったとしたら、休業や一日休まなければならないという状況になったのか。接種された方で、二宮の方ではないが高熱が出て休んだという方の話を聞いたりするの、そのあたりはどうなっているのか現状を教えていただきたい。

子育て・健康課長

町内の中で今行われている集団接種、個別接種では、昨日行われた集団接種の中で副反応というわけではないが2名ほど迷走反射というか、打った後にふらふらと気分が悪くなってしまった方がいらっしゃったが、先生がついて30分から1時間ぐらい様子を見たら、体調が戻られて家に帰られた。それ以外で医療従事者の方で2名ほど副反応というかアレルギーの関係が出た方と筋肉痛で全身がだるかったので仕事を休んだという方が一人いらっしゃった。

露木

この陳情は国に対して意見書をとということだが、神奈川ではなく他県で県独自でこういった休業補償をやっているところがあるが、神奈川県を状況を知りたい。ホームページを見ても特にないので全く無いかという気もするが動きが分かれば教えていただきたい。

子育て・健康課長

私たちも神奈川県にいろいろと問い合わせをしているが、予防接種法に基づくものでしかやられていない。何かあれば予防接種法を見てくれとしか言われていない。県独自のということは町では分からない状況である。実際はやっていないと思うが、詳細の部分は把握していない。

露木

逆に自治体から県にそういった要望がどこからか上がっているとか聞いているか。

子育て・健康課長 いろいろと県の会議をズームで見させていただいているが、独自の政策をやってくれとの意見をまだ聞いた事が無いのが現状である。

小笠原 予防接種するに際して国は一定の支援をしているとは思いますが、より手厚くということだが、休業補償、生活保障を国でやってもらえればありがたいことは当然で、感染症拡大などの事態にも対応できるように医療、介護、福祉に財政支援等を更に行うこととあり、抽象的だが、形を変えて新たな被害というか状況になることが多々あると思う中で医療・介護・福祉の部分で現場にいてもっとこういうことが必要だと感じることもあるでしょうか。例えば介護従事者に対して支援が私は薄いと思っているが、そういうことに対して現場はどうか。特に部長は各課に渡って色々と対応を見ていると思うが。この先こういう状況が収まっても、もう一回新たに起こると考えた時に、どういう支援が一番必要だと思うか。

子育て・健康課長 今の体制で担当はどう思うかだが、国の予防接種法に基づいて、今決まっているのが医療費及び医療手当、年金の関係、死亡一時金、葬祭料という形で書いてあるが、担当課として法律に基づいて業務をやっていくしかない。給付が多ければよいが法律の範囲以内でやっていくのが現状である。

健康福祉部長 医療・介護・福祉の支援だが医療だと病院の負担が非常に大きい。通常の業務でいっぱい、いっぱいのような人員体制のもと、コロナ患者の受け入れで相当負担がかかっている。介護だが普段でさえ、ぎりぎりの中で入床者や利用者をしっかり感染予防しないといけない。クラスターが発生した時にはまさに人が足りないという状況がある。できることなら、介護人材をもっと増やして、施設についても余裕のある施設ができてというのが理想である。介護保険等の全国的な制度なのでそういったところを国でもう一步踏み込み対応していただけたらと思う。

委員長 医療従事者等がワクチン接種し、受けた場合の健康被害は労災保険給付の対象になるらしいが。医療従事者に関わるものは労災保険の取り扱いになる。労働者の自由意思に基づくものであるものの医療機関等事業主の事業目的を実施するものであり、労災保険給付の対象となるらしい。その実態について、医療従事者の方は先に受けているわけだが町内に住んでいる方が労災保険対象の事実があるのかどうかの把握について伺いたい。

新型コロナウイルス

プロジェクトリーダー 今話をいただいた治療中の事故等による部分、もしくはケガ、感染等を含めて労災ということだと思うが、そちらは各事業所で対応しているというふうに思う。現在、町のそういったケースの相談や対応への把握は無い状況である。ただ、集団接種会場においては先生方、看護師とか町の職員ないし委託の先生なので、この方が接種の最中に万が一怪我された場合、町の公務災害、労務災害の対応になると思うが、現在集団接種では無い。

委員長 ワクチン接種を受けたことで健康被害が生じた場合の労災給付となっているかどうかは分からないということであり、ここで従事していただい

た方についての事例は無いということだった。それに加えて、陳情者の方がいなくて、この陳情をどう読んだらよいのかについて町に聞くべきなのか分からないが、聞いておきたいので、このタイトルは広範囲に実施されるにあたり、接種者が安心して受けられるためというふうにあり、私は、この休業補償、生活保障が職業による従事者がこれから増えていき、例えば学校関係者とか、そういう人たちに分けて補償がされていくのがよいのかと思う。広範囲に実施されるにあたりを国民全員というふうに読めばよいと思われるか。

新型コロナウイルス

プロジェクトリーダー ワクチン接種後の副反応や、そういった状況というのは、おそらく医療従事者の方も、一般の方も同じ取り扱いになると考えている。先行、優先で行った医療従事者2名の方も国や県に報告がいき、町にも、そういった疑いがあると報告がきている。対応は一緒だと思います。二つ目の質問で広くということだと、医療従事者の方、一般の方もそういった意味では副反応によって休業、退職になってしまったら怖くて接種ができないということから、ブレーキがかかるということであれば、医療従事者の方、一般の方も一緒だと思うので、町としては休業補償、退職補償や陳情によって制度が拡充され、広く周知し安心してうってもらえることに対して町もできる限りのことをしていくというふうに受け止めている。

休憩 9 時 56 分

(傍聴議員の質疑：松崎、坂本、野地、大沼、渡辺)

再開 10 時 26 分

＜委員の意見交換＞

露木

今休憩中に渡辺議員からも意見があったが、私自身この陳情はもちろん採択していきたいと考える。ここに書いてあることは至極当然であるので採択していきたいが、今休憩中の議員からの話もあり、休業補償を全国でも山梨県が一日4千円ということで独自の休業補償をしている。やはり県でもやれる、国でもやれるということで、国がやらなければ県で行っている事例もあるので、今回の意見書は国にということで書かれていますが、同時に県にも出すということも考えていただきたいと思うが、いかがか。

一石

今、渡辺議員から出たことは行政の部長からも県に要望していくという話があったので、町からの出すものには入れてよいかと思う。部長はさらに大変重要なこととおっしゃった。副反応ということで判断された場合は制度が適用されるが、されない場合にずっと苦しみ続ける。判断の手続きをするのに被害者自身が大変な時間をかけてかけづり回らなければならない。なかなか副反応として認められない。そして認められたとしても何年もかかる。ここが一番問題である。今厚労省がどういう状況かという、死者や重篤な副反応と思われるような判断をしていないわけだが接種後に起こっているにもかかわらず副反応として認めていない。これからどう判断するかについては国内外の状況を見ながら検討していくことになる。そうすると苦しんでいる人がずっと救われない状況である。接種後に何らかの状態が起きた場合の支援をやはり拡充しな

ければいけないと思う。そのような文言を二宮から出す陳情については加えるべきである。

委員長

他の委員の方はご意見あるか。今の意見に対する意見でもよいが。

小笠原

陳情を出すのであれば、より精度を上げて、分かりやすく具体的にという意見だと思う。出てきている陳情が非常に抽象的である。現場を知っている状況の中では副反応に対する対応とか、もう少しきちんと入れていただきたいが、陳情者が本日来ていなくて、来ていればこのようなことをしてあげたいけどどうかというふうにやれるけど、あまり変更して出すのなら、自分たちで二宮町議会の意見書として出すほうがよいと個人的には思う。この文章が完璧かといえば神奈川県全体になっていると思う。おっしゃることは全く反対ではなく、同意見で出すのであれば別の形で。

一石

以前から陳情の審査で陳情項目の文言をここがということで採択しないということが何度もあった。私は生活者の側から出されている陳情をこの議会の場で行政の用語に変換して、国や県にあげるような機能を議会が持っていると思う。これを書き換えることを私はしてもよいと思う。小笠原委員がおっしゃったように、この町独自で陳情を出すこともよいと思う。この意見書はすごくおおざっぱだが、この陳情の内容の中に第 7 次なるとかというもの、膨大なものを国に対して出しているわけである。その中の大枠なところを陳情として出されている。陳情自体は採択して構わないと思う。その後、二宮町議会から意見書を出すのは大賛成である。

露木

先ほども申し上げたが、これは国に対する意見書である。この内容のままをくみ取って、変えないで意見書を作った場合、あて先を国と県にするのはそんなにおかしなことではない。陳情者はそこは求めていなかったということになってしまうとおかしなことになってしまうので、例えばこのようにしたいということ陳情者の方に確認を取って、国だけではなく、県にも出しますということで、合意を頂ければ、そのようにしたいと思うのですが、それは出来るか。

委員長

ただいま委員の中から意見が出されていた県に宛名を加えるのはどうか、項目等も書き加えて国に提出したらどうかと意見があったが、そこは今回採決を諮り、結果が出た後に協議の時間をもって委員として議論を詰めていく、別の議論として進めていきたいと考えるがよろしいか。これをもって意見交換を終結する。これより討論に入る。

<討論>

小笠原

陳情の通り、意見書を出すことに賛成の立場で討論する。委員の中で発言した方はほぼ前向きに陳情を捉えていると思ったが、暫時休憩後の傍聴議員の意見の中に、この先の福祉に財政支援を行うことに引っかけ、公的負担に跳ね返るといった意見があった。日本の介護の今の現状とか医療は世界的に見たらどうか分からないが、大阪などの状況をみれば明らかに病院とかも少ないと思いき、予算をかけないことにより状況がより悪くなって社会全体の平和や安心とかが守られないことが私は問題だと思う。どこまでかけるかはあるが、日本の現状において予算を一定数かけてほしいというところで賛成とす

る。

露木

採択したいと考える。書かれていることは、当然のことであり、財政面では優先順位もあるが、今だからこそ第一優先にすべきだと考える。

一石

私も賛成の立場で討論する。先ほどの意見交換の中で副反応被害者の救済が副反応と認められるまでの制度が非常に問題があると申し上げた。陳情項目1の中に休業や退職を余儀なくされた場合には、上記救済制度による救済に加えて、休業補償や生活保障を行うことというふうに書いてあるが、このようなことがもう少し前倒しされるようなことで議論されることを望む。この項目は全て妥当なラインだと思うので賛成する。

＜採決＞

委員長

それでは陳情第1号を採決する。陳情第1号を採択することに賛成の委員の挙手を求める。挙手全員である。よって陳情第1号は採択と決定した。

次に、この陳情に関する意見書案の作成については、いかがいたしますか。

(正副一任の声)

正副一任の声がありましたので意見書案の作成については、正副委員長に一任願いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認める。よって、そのように決する。

以上で陳情第1号の審査を終了する。

休憩 10 時 43 分

再開 10 時 55 分

②加齢性難聴者の補聴器購入に公的助成を求める陳情書（令和3年陳情第2号）

＜補足説明＞

委員長

加齢性難聴者の補聴器購入に公的助成を求める陳情書、令和3年陳情第2号を議題とする。お諮りする。本陳情は議会基本条例第15号の規定により陳情者の意見を聞くこととするがご異議無いか。異議なしと認める。本陳情は全日本年金者組合神奈川県本部平塚支部長の兼子隆商様より提出され、ご本人と平塚支部の小杉様にご出席された。趣旨説明等は、事前にお配りをしておりますので、ただちに質疑に移らせていただきたく。

＜陳情者に対する質疑＞

小笠原

陳情項目について妥当だと思うことは思うが資料をいただいた中で、既に助成をしているところは大きいところで、町独自では厳しいので国にということだと思う。どの程度まで補助することが、妥当だと思っているのか。たとえば半分助成とか。団体としては獲得目標をどういうふうに見止めているのか。私も左の耳が聞こえづらいが、その時先生がおっしゃったのは20万円以下は駄目だということだった。そのへんについて伺う。

兼子氏

今回の陳情として神奈川県下一斉にということで運動として取り組んで

きた。全日本年金者組合と名称にあるが日本の全県下 47 都道府県に県本部を持ち、全国で 10 万からの組合員を要している組織である。神奈川ではそのような規模で年明け早々に取り組んだ。質問にあったどのくらいの金額を考えているのかということだが、機材購入について値段はピンからきりまであるのはご承知かと思うが、平均は大体 15 万ぐらいが考えられている。既に報酬に基づいて制度を実行している自体がいくつかあり、東京都の中でも 5 つか 6 つの区が採用されているという報告を聞いている。具体的な額は購入時の費用で、あるところでは 2 万円、あるところでは 2 万 5 千円、多くて 3 万円という報告を聞いている。いくらあればという質問について、こういった財政状況なので高齢者がそういった高額な機材を購入しないと社会貢献というか社会参加ができないと考えれば、ごくわずかであっても、それを成果としてありがたく享受する以外にないかなど。できれば片耳ではなく両耳で使用するのがより効果が上がっているという医学的な検証もあり、できれば 1 つ 15 万とすれば 30 万だが、今、そうでなくても高齢者の年金が下げられているという状況の中で、たとえ少額でも認められれば喜びとして受けたいと思っている。すでに厚木市では 20 年前の金額で 1 万という金額が出ています。2 万 5 千円、3 万に比べればわずかだが、そのくらいの金額でも助成いただければ私たちは非常にありがたい。これからの運動の中でも恩恵を受けたということを経験してやっていきたいと思っている。

一石

私も一昨年亡くなった 97 才の義母と住んでいた。補聴器を使っていたがつけたがらなかったということがあつた。いろいろな雑音が入ってくるのかと想像するしかないが。つけた時のすごく良いことを教えていただきたい。それは聞こえるということだと思つたが、高齢者の方々ができなくなることは色々な種類のことがあつた、聞くことは非常に重要だと思つたが、今研究がいろいろ進んでいる中で、聞くことに対してハードルがある方々へのケアについて補聴器以外の何かしらの研究や実践があるのか。

兼子氏

今全国的に大きな波紋として広がつていて、加齢性難聴者の救済のためにというような運動があちこちで理解され始めていまして、それ以外の運動が開かれて行かれないという点では、費用の捻出というのが、各自治体でもいろいろと大変だということが背景にあるかと思つた。こういった個別の人の助成金といった制度を求めているというのが私たちのお願ひではありますが、その他に公共的な施設における磁気ループという言葉聞いたことがある方もいらっしゃると思つたが、磁気的なループを張り巡らして、そこに出席している人に、補聴器を貸し与えることによって、明瞭に音を聞き取ることが出来るという施設があちこちに導入され始めている。一関市などには新しくできた文化会館などではそのような設備が設けられているという話をお伺ひした。私たちは個人的な助成はもちろんです、そういった公共のものをこれから作つていく中で、高齢者の社会参加を即していくという観点からぜひそういった所にも投資をしていただいて、高齢者であってもそういった文化的な矜持を受け取れるという社会体制であつてほしいなと願つているところである。

露木

神奈川県から出ている平成 18 年の意見書を見ますと、18 歳未満の補装具

は県から出されていると書かれていて、今回ここに陳情頂いたのは、加齢性の難聴ということですね。というのは、18歳未満は県の方から助成があるからということで、今回ははずしたということになるのか。はずしたというか、加齢性難聴に特化した意見書にしたということになるのか。

兼子氏

元来難聴者に対する助成というのは、障がい者に限られていたわけで、障がい者手帳を交付された人たちに助成をするという形態が多く自治体でかなり前から施行されている制度となっている。今回私たちが改めて加齢性ということで付け加えさせていただいたねらいというのは、非常に高齢者人口というのが増える社会構成の中で、どうしても社会差別があってはならないという中で、年を重ねることによって起きてくる症状に対する器具を購入するにあたっての費用を助成していただきたいというのが今回の大きな視点ということになっておりまして、福祉的な意味合いということより、むしろ社会全体に対する問題というような形でぜひ社会的にも認知されるような助成制度であってほしいということで、年をとることによって生じるものということに限定したということである。神奈川県に出したものは、加齢性という言葉が入っておりませんので、障がいのあるなしにかかわらず、耳が遠くなっている人全体に対するという枠組みを設けて国に意見書を出したものでしたので、改めて加齢性という言葉を加えて助成をお願いしたいというのが今回の陳情の内容ということになっている。

露木

県の意見書を見ると、18歳未満で補装具の対象外の方に県で助成しているということですが、若い子で手帳などがいない子に助成をしているというのが全国的にどのようなになっているか分かっていたら、教えて欲しい。県に意見書を出してから数年たっていますが、その間の流れというか、変わったことというのはあるのか。

兼子氏

その後の趨勢というのは、かなり社会化されて認識が広がってきているという動きになってきている。私たちのこういった細かな陳情が2年位前の資料ですと、130ぐらいの自治体で国に陳情にあげることに賛成という採択してくれた自治体がある。その後かなり数字が上がっておりまして、現在150に近い自治体が採択に向けて進んでいるようである。年齢に関する問題ですが、若い人たちに向けては、その後の社会生活ということを考えれば、その後の社会貢献が出来るような人格形成が求められるわけで、若い人たちにはそれなりのウェイトを置いています。今全国的にそういった若い人たちに向けた施策をどれぐらいの自治体が講じているのかというのは、調査が進んでおりませんので、具体的なデータは持ち合わせていない。

露木

この数年の動きの中で、意見書を出している自治体が増えてきたというお話だったと思うのですが、今回は国にあげるということで、国にあげるというのは当然の事だと思いますので、採択したいと思っているのですが、各自治体でもかなり独自の支援が増えてきたという見方でよろしいか。

兼子氏

今回の調査の中では、葉山町などは町独自でそれに対する対応を考えて

いきたいと回答を頂いた。そのように広がっているということだと思いますので、理解が少しずつ広がっているということではないかと考えている。

羽根 神奈川県は今年から動かれていくということだったのですが、神奈川県は遅い感じで進められているのは何か理由があるのか。

兼子氏 神奈川県の動きは、2年ほど前に神奈川県の議会に意見書を、加齢性という言葉が入らない形ではありましたが、出したということではございますが、その後他の都府県から比べると多少遅れているような状況があるのではないかと考えている。神奈川県知事あてに陳情書を出しまして、若干の意見交換なども行ったこともございますが、エビデンス的な検証も必要だというお話もありまして、すぐに動いていただけるような形が感じられない状況だった。従って今回各自自治体に出して意見書の採択というような形がどういう風に数字に反映されてくるのかということがいずれ県の姿勢にも反映していくのではないかと考えて今回のご協力もお願いしているという状況。

< 執行者側への参考質疑 >

小笠原 今回の陳情書の2番目に特定健診の項目に聴力検査をあげるようにいれてくださいとあるぐらいだから、うちの町も実態を把握しきれてないのかと思うのですが、町の高齢者で加齢性の難聴者になっている人がどれぐらいいるか把握できているのかどうかお聞きしたいと思う。

高齢介護課長 町としましては、高齢者の方の難聴ということについて、把握できていない状況。

小笠原 把握できていないということは、把握しなくても自治体が動いていく中で問題を感じてなかったからなのか、例えば地域包括の中で耳の遠いお一人暮らしの方の所にお伺いすることも多々あると思うのですが、そういう中で、問題意識として、経済的に厳しい人にあなたは補聴器を買った方がいいですよとはなかなか言えなかったりすることがあると思うのですが、そういう実態としてはどうか。

高齢介護課長 そういった実態の把握としては、ケース会議をしているときに話し合いをさせていただいている。実際に訪問して、かなり耳元で大きな声でゆっくりと話さないと聞こえないという方がいる中では、その方にご家族がいる場合は、ご家族とも相談しますし、家族がいられないような方であれば、例えばそれは加齢性のものなのか、耳掃除が出来ていなくて、耳鼻科にいくと、すっきりしてという方もいらっしゃったりする。実際に補聴器をつけても、やめてしまったりという方とかもいらっしゃったりするということがも聞いている中で、こちらからどうですかとはなかなか言えない部分がある。実際にご相談という形で受けたことがあるかというのと、近年では特にないというような状況。もし、あったとしたら医師の先生とのご相談とか、つけるにあたっての販売元とかとのやり取りも1回2回で終わるもの

ではなくて、何回も相談を重ねて行っていくものですということを説明させていただく。

小笠原

健康課としては、特定健診の項目に国の方として聴力検査を入れてくれたらありがたいのではないかと思いますのですが、そこを確認したいのと、知り合いの方が窓口に来て、コロナ対策のビニール、当時はまだビニールを使用していたので、そのせいで全然聞こえないと怒って帰ってきた。コロナ禍の中では、耳元で怒鳴ったりすると、飛沫が飛び散ってしまうわけですし、何か対策を講じるべきだと思う。例えばマイクをつけるとか。テレビなども遠くのもの近く聞こえるものとかありますので、今のITの普及している中で、創意工夫が求められると思うのですが、担当課として、高齢者の方たちと接する課としては、2つのことをどのように感じているのか、どのような対策をしていかなければいけないと思うのか伺う。

高齢介護課長

聴力検査の必要性につきましては、医療的な部分になると、もちろんあれば自分の体のことを知る機会になりますので、いいのかなとは思いますが、現状の健診の中に入っていないという部分につきましては、それなりの理由があると思う。今後は他の市町村であったりとか、担当課と調整していきたいと思う。IT化というところの機械については、高齢者の方が、新しいものを使いこなすということがなかなか難しいところもあると思うので、それを導入するにしても予算やご本人の負担という部分もあると思いますので、色々な方面の情報収集をまず行っていきたいと思う。

露木

耳が聞こえないことで外に出たくなくなったりということがあると思う。それで自分のコミュニティが失われていくことにつながって、外出もしないことになると、心身の健康に重大な影響を与えると思うのですが、それについてどのようにお考えか。そういった方々の色々な状況はあるでしょうが、助成があればこういうのがあるから、補聴器どうですかって言いやすくなるのではないですかということと、窓口で聞こえないのであれば、別室にお連れして、職員がマイクを付けて、町民の方の目の前にスピーカーを置いてあげて話すというちょっとした予算のかからないこちら側の心配りで来た方が助かるというようなやり方をイメージしました。相手の方が使える使えないではなくて、そのような配慮が出来ないですかというのを聞きする。

高齢介護課長

認知症でも聞こえないことによって、認知症が進んでしまうということもあるというのは重々承知しています。二宮町としましては、地域の面では通いの場という部分では出ていく場面があったり、高齢者の部分ではゆめクラブの友愛活動で高齢者のお宅を訪問していただいていたというものを把握しておりますので、そういった部分でコミュニティという部分は醸成されているというふうに感じている。そういうところで、一人にならないように色々支援していただけていて、町の方でも把握している。補助があれば、相手の方にも補聴器を進めやすいのではないかと思います。確かにそれは一理あると思いますが、購入して使わなくなってしまうという部分では、高価なものを買ってももったいないことになってしまうので、

その前の支援ということで、出来ることからやっていけたらいいのかなと考える。3つめの收音マイクでなどは、窓口でのことになりますので、今後出来る限りのことを検討していきたいと思う。

休憩 11時24分

(傍聴議員の質疑：大沼、松崎、二宮 各議員)

再開 11時41分

<意見交換>

一石 先程、補聴器を使う高齢者と暮らした経験から、補聴器を付けたがらないというお話をしましたが、外出するときには必ず付けていましたので、やはり補聴器が一定の社会参加を進めるということは絶対にあると思う。高齢者は声が大きければ聞こえるというわけではない。ケアマネの方が優しく低い声で話しかけるとよく聞こえたりする。やはりコミュニケーションというのは、音だけではないという研究を進めるためにも、健診で聴力検査というような研究を進めるということも非常に大事だと考えている。この陳情はよろしいのではないかと思う。

小笠原 傍聴議員からの質問の答えに町には耳鼻科が1件しかないから厳しいというお話があったのですが、色々工夫があると思いますので、工夫をすれば聴力検査はやれると思いますので、この陳情を通すことが高齢者の快適な暮らしを守ることだと思う。

<討論>

一石 補聴器の助成は海外の情報を見ましても、日本は遅れているのではないかと思う。この陳情を採択することで、補聴器購入の助成についてかんがえていただく、それから聞くということをしっかり研究していただくということを求めて、この陳情には賛成する。

小笠原 賛成の立場で討論する。加齢性の難聴者がどれだけいるかという実態が分からない中で、どれだけ費用がかかるのかという不安感はあると思ったのですが、陳情者の話の中で、たとえ一万円でも補助していただければ有難いというお話があったとともに、他の自治体でも所得制限を設けて所得の低い方に助成するという堅実的な対応をしているところもある。そういったことから、町も積極的にこういったことをすぐにはやれなくても、やっていかれるような研究も必要ですし、また国に強く求めていくことは、重要だと考え、賛成する。

<採決>

委員長

陳情第2号を採決する。原案の通り可決することに賛成の委員の挙手を求める。

(挙手全員)

挙手全員である。よって陳情第2号は採択された。

次に、この陳情に関する意見書案の作成については、いかがいたしますか。

(正副一任の声)

正副一任の声がありましたので意見書案の作成については、正副委員長に一任願いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認める。よって、そのように決する。

以上で陳情第2号の審査を終了とする。

休憩 11 時 47 分

再開 11 時 54 分

③子どもたちにゆたかな学びを保障するために、教職員定数改善と教育予算の増額、義務教育費国庫負担制度の堅持・拡充を求める陳情書（令和3年陳情第2号）

<補足説明>

委員長

子どもたちにゆたかな学びを保障するために、教職員定数改善と教育予算の増額、義務教育費国庫負担制度の堅持・拡充を求める陳情書、令和3年陳情第3号を議題とする。お諮りする。本陳情は議会基本条例第15号の規定により陳情者の意見を聞くこととするがご異議無いか。異議なしと認める。本陳情は中地区教職員組合の小島豊綱様より提出され、代理人として中地区教職員組合の高橋様にご出席された。趣旨説明等は、事前にお配りをしておりますので、ただちに質疑に移らせていただきたく。

(「異議なし」との声あり)

<陳情者に対する質疑>

前田

30人学級の実現に向けて検討することとありますが、30人になると教室数が不足してくると思う。それに対する手立てはどのようにお考えか。実質二宮の場合にはこれに近いわけですけど。また、3番目にスクールサポートスタッフとある。昭和54年に平塚市ではもう導入されていましたが、これが実現されている自治体は県内にいくつあるのか。

高橋氏

ご質問いただきました教室数については、おっしゃる通り一度に導入しようとするれば教室数あるいは教員数は不足するということになる。今回改正義務標準法が成立し、小学校については、段階的に35人以下学級に引き下げられるということで、こうした教室の不足、設備面あるいは教員の不足というものに陥らないように国の方が計画をしいたというようなそういう前提になっている。中学については触れられていないということが今回の陳情でお伝えしているところ。ですから、急にこれを推し進めようとするのは現実的には無理があるということは十分承知している。ただ、40年間定数については変更がなかった。教育環境、社会情勢がかなり変わっていますので、計画の中で30というものをそろそろ考えていく段階にきているということを陳情の中で述べさせていただいている。この思いは教職員だけではなく、今

回お渡ししている資料の1ページ目に保護者、地域からも望ましい学級は30人以下という、多くのアンケートの中で出ているところ。決して私たちの一方的な思いだけではなく、保護者、地域の方からもこういったご要望が出ているということ、審議の材料としていただければと思っている。2点目のスクールサポートスタッフについてである。秦野市は市の予算の中で入れていくということで、一昨年から進んでいるというところ。スクールサポートスタッフについては、教員の多忙化、教員が本来の業務に集中すべきというところで、導入が進んだところですが、コロナを受けて感染症対策、消毒の作業であるとか、そういったことを主に理由として国の方での第2次補正予算がついて、全校での導入というのが昨年半ばから実施されている。ただ、今年度になってコロナが続いているのにも関わらず、今年度の予算に関してはすでに減額され、スクールサポートスタッフについては、県費で全校に配置がされているものの、週15時間という限りのある中で、全校についてということである。昨年と今年と比べても予算が既に下がっているわけですから、来年以降のところでも十分予算措置が取られて、配置が進んでいくかというところ、そこには疑問を呈さずにはいられない状況。本来の教員が業務に集中するというようなところで、スクールサポートスタッフの配置は義務付けられているわけですから、コロナがあるないに関わらず、もしくは今コロナがあるという状況の中では、非常に必要性があることだと認識している。

一石

以前、少人数学級を求める陳情の時に、文科省は進めたいという意欲を持っていますが、財務省がなかなかエビデンスがないなどのことで、進まないということがあった。コロナの状況を経て色々な状況が出てきていると思いますが、財務省を説得するようなエビデンスについて、どのような議論をされているか。それから、5月に知り合いの再任用の先生がお亡くなりになった。一生懸命仕事をされている先生が損害を被るような実情があるのではないかと、そのような状況についてどのように考えていらっしゃるのか。中地区教職員組合というのは、かなり狭い範囲の組合だと思うのですが、やはり横浜とか川崎とか大きな自治体と比べると、心身の気運というのが持ちにくいのではないかと、新しい様々なチャレンジが校長の采配などによって進められているところもありますが、この中地区ではなかなか聞こえてこないということがあって、そういうような特色があるのではないかと、その辺についてはいかがか。心身の気運によって、新しい風が入ってきにくいような環境ではないかと思っている。

高橋氏

文科省と財務省のお話は昨年もさせていただいて、おっしゃる通りの認識で私たちも捉えている。財務省が主にいうのは教育効果の部分、学力の部分になると思う。財務省がいう所のエビデンスというのは全国学力学習状況調査などによると思う。実際に秋田がトップということで、秋田に学べという動きもあるわけですが、例えば秋田と神奈川で比べても、秋田は当然少人数が実現しているわけで、要は地域によって様々な教育環境の中で、どれだけ子どもとの関わり、よりきめ細やか教育が出来るかってところは、第一だなというふうに感じている。その点でいえば、やはり少人数の方が、大人数よりも私たちも目は行き届く。40分の授業で、こういった計算はナンセンスかもしれませんが、40人規模であれば、一人に関われる時間は1分にな

る。これが 20 人になれば、一人に関われる時間は 2 分になる。時間で考えてもそういうことである。さらに言えば、コロナで子どもたちはマスクをしている。子どもたちが様々な背景を抱えて、今日は調子が悪いんだとか、今日はなかなかやる気にならないとかということが表情から読み取りにくいというような状況がコロナ禍では続いている。やはり、子どもたちの困り感であるとか、背景色々なもの、多様なものに寄り添う教育をしていくためには、より細やかな教育というものが学力ではなくて、必要になってくるだろうと。子どもも保護者もそこは求めているものだと思っている。よって、財務省とは学力という議論の中ではなくて、なかなかエビデンスが難しい、教育効果というものは即時性があるものだけで判断するものではないと思いますので、子どもたちに寄り添うという所で、ご理解いただけないかということで、文科省も協議しているということ。それでエビデンスが作れないということを経済省は言うてくるので、1 つのエビデンスになってくるのはおそらく小学校で段階的に今年から進んでいる 35 人以下学級。小学校の所で、根拠が作れるのであれば、中学校については、検討していく余地があるというのは、この間の国会の中でも出ていたところ。先生方非常に一生懸命やっているという私たちに非常に寄り添ったお声を頂いて、非常に有難い思いである。教育活動の中でお亡くなりになった方がいらっしゃるといのは、私たちの耳にも届いているところ。一生懸命やっている先生が定額働かされ放題、ブラックということが世間的にも認知されているところ。一生懸命やればやるほどすり減ってしまう仲間がいる。やる気、情熱、すり減って自分の健康、心を壊してしまう仲間がいるという状況もかなり進んでいるものだと思う。二宮町においても、時間外在校時間の把握というものが文科省、県からの指導もあって、進んでいると聞いている。やはり教員の多忙化、この実態のエビデンスがどこにあるのか、それはやはり私たちの勤務時間をしっかり管理していくことで、見えていくことだと思いますので、そういったことも進んでいますので、私たちがより多忙になっているということに対して、行政の方で支援がいただけるよう、私たちも声を大きくしていきたいというふうに思っている。中地区についての新しいことへのチャレンジが少ないというところは、ご意見として私たちが受け止めなければいけないお話だと思っている。地域の実態にあった教育活動を展開していく、目の前の子どもたちとどう教育活動を作っていくということは、これまでもこれからも変わらず私たちが持っていたいことである。チャレンジしていきたいという気持ちはもちろんある。ただ、現場の実態というところで、中地区についていうと、例えば定数の正規で雇うべき教員の数というのが、そもそも足りていないという実態がある。400 名が欠員という中で、臨任・非常勤の方が変わりに入っている。臨任・非常勤の方というのは、一時的に雇用されているということですので、400 名も臨任・非常勤の方がいるという状況の中で、果たして継続的な新たなチャレンジとか教育活動を続けていくことがそもそも出来るのか、そういった実態のことを考えると、ご指摘があったように、なかなか難しいという実態があるのかと認識している。

一石

発達支援の専門家の方なんかも、コロナで子どもが半分になったことでい関係になったとか、これは私はエビデンスだと思うのですが、そういうコロナで気が付いたことをもっと生かすみたいな動きはないのか。また、頑張

った先生がつぶれた、亡くなったというようなことで裁判が起きているというような事例はないのか。それから、現場の先生や教育委員会の方々が一生懸命頑張っているのはよく存じているのですが、それで抜本的に解決していくような法則というのはどのようなものがあるのか。

高橋氏

分散登校中の子どもたちの様子というのが、ゆったり穏やかに登校出来たというのは、多くの所から、非常に良かったという声が集まっています。私たちだけではなくて、国にも集まっています。新年度を迎えるにあたって、改正義務標準法、これを衆議院・参議院で審議するっていう場面でも、このことは言われていて、不登校だった子どもたちが学校に来られるようになった事例とか、実際にそういった事例とかが多くありますので、国の方のやり取りの中でも、こういった話は出ている。エビデンスとして、国にも伝わっているところかと思う。裁判というところですが、誰が起こすかというところ、ご遺族になってきますので、ご遺族が起こされるということの事例は全国的にみるとある。教員が残業代という概念がない中で働いているという実態、平塚市においても4月の勤務実態の調査をしたところ、過労死ラインの80時間を超える教師が多くいるというようなところも出てきた。埼玉県では個人で教員の働き方に対して裁判を起こしてというようなことも実際に起こっている。全国的にも法定の場に出ている話だと認識している。根本的に解決していくということで言えば、私たちの業務というものを見直していく必要があるのだろうと思っている。資料の4ページ目の調査によれば、本来私たちが担うべき授業の時間であったり、授業に向けた計画準備の時間というのが3か国の中では最長で、これは私たち胸を張って言えることだと思う。より良い授業を作ろうと教員が頑張っているということの一つの調査結果だと思っている。ただ、それ以外の仕事、事務の時間というのがだいぶ多く、その一方で色々解決していくべき検収の時間、これは日本は圧倒的に少ないというようなことになっています。色々な業務が学校現場には求められる。多様なニーズがあるということで、それに応えていくためには、まずは人、人が第一に必要ななり、より多くの目で子どもたちの成長を見ていくことが教育現場にとっては一番いいことだなと思っていますので、その為には、陳情で述べている定数改善ここがまず第一になってくるだろうと認識している。

休憩 12時12分

(傍聴議員の質疑：松崎、渡辺 各議員)

再開 12時18分

<討論>

なし

<採決>

委員長

陳情第3号を採決する。原案の通り可決することに賛成の委員の挙手を求める。

(挙手全員)

挙手全員である。よって陳情第3号は採択された。

次に、この陳情に関する意見書案の作成については、いかがいたしますか。

(正副一任の声)

正副一任の声がありましたので意見書案の作成については、正副委員長に一任願いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認める。よって、そのように決する。

以上で陳情第3号の審査を終了とする。

閉会 12時19分